破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３６６号
北海道北広島市大曲末広３丁目17番地７
債務者　中村　秀之
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６７号
北海道北広島市大曲末広３丁目17番地７
債務者　中村　真紀
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７４号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目４番12号　平尾ハイツ３Ｆ―307
債務者　加島美佐子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０７号
札幌市東区北21条東12丁目１番５―105号
債務者　池田さち子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３８号
札幌市北区新琴似３条７丁目１番19号　丸不二201号
債務者　奥平　敦子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２４号
札幌市西区西野５条３丁目３番24号
債務者　千葉　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３１号
札幌市東区北32条東18丁目１番12号　イマジンコーポ参番館201号
債務者　高山　竜二
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０号
岩手県花巻市豊沢町５番19号
債務者　煤孫　良治
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第５４号
群馬県高崎市貝沢町471番地１　サンハイツ高崎202号
債務者　藤原　純子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７４号
相模原市南区南台５丁目21番20号　シャンツェ南台202
債務者　飛田　　浩
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７６号
相模原市南区松が枝町18番１―209号
債務者　宮崎　茂夫
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７７号
相模原市中央区星が丘２丁目７番４号　コーポ星が丘105号
債務者　森　　修一
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７９号
相模原市中央区富士見６丁目13番17号　クリーンハイム富士見305
債務者　鈴木　綾美（旧姓奥森）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８４号
相模原市南区相模台３丁目３番18号
債務者　柳　久美子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８５号
相模原市南区相模台７丁目40番12号
債務者　鈴木　勝枝
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８６号
神奈川県座間市相模が丘５丁目38番12号
債務者　鈴木　　徹
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第９７号
相模原市南区若松３丁目46番10号　若松荘２―５
債務者　大山　卓雄
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部